平成２６年（フ）第９４５３号
東京都大田区大森北６丁目15―10―209
債務者　加藤　健一
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４５７号
埼玉県新座市栗原５丁目６－８－102
債務者　北野　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５号
長崎県平戸市根獅子町1690番地
債務者　小川　明美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
長崎県松浦市福島町塩浜免685番地45、従前の住所大阪府東大阪市西岩田２丁目７番25―938号
債務者　志水　　恵（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第４３２号
静岡県藤枝市高田207番地の２、旧住所静岡県藤枝市高柳１丁目20番23号　アーバン高柳102号
債務者　秋山　博春
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９３１７号
神奈川県横須賀市津久井３丁目20―９―103
債務者　高橋　睦樹
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４３２号
東京都江東区住吉１丁目19―１―804
債務者　川井　美佳
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２４５号
東京都足立区江北２丁目22―１―904
債務者　矢野　英男
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３７７号
東京都板橋区赤塚２丁目36―25
債務者　池川　勝広
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３７８号
東京都板橋区赤塚２丁目36―25
債務者　池川よし子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５号
沖縄県沖縄市照屋３丁目21番８号　テルヤアパート201号室、申立時の住所沖縄県沖縄市松本６丁目14番９号　メゾン島302
債務者　兼元由美子（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６９２号
千葉県松戸市常盤平柳町11番地の11　テラスＹＡＮＯ２－３号
破産者　株式会社パーソンコネクト
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６９３号
千葉県松戸市久保平賀274番地の１　ラミーユ松戸ハイライズ１―613号
破産者　矢野　弘之
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１６８号
千葉県流山市東初石３丁目101番地の20　サンロート102
破産者　藤田　健治
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８１９号
福岡市博多区月隈３丁目６番２号
破産者　ウイング工業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９５号
福岡市中央区今川２丁目７番63号
破産者　クイーン製靴有限会社
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部